

武蔵小杉合同法律事務所



NEWS VOL.6 2013.01



新年に寄せて

今年も無事新年を迎えることができました。これも日頃から当事務所を支えていただいている多くのみなさま方のお陰と、所員一同感謝しております。当事務所は昨年7月に新たに阪田勝彦弁護士を迎え、弁護士4名体制となりました。引き続きみなさま方のご期待に添えるよう、所員一同、精一杯力を尽くして参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

昨年12月16日の衆議院総選挙では、自民・公明党が議席の3分の2を超える325議席を獲得して、再び「政権交代」となりました。消費税増税、原発存続などの政策も大きな問題ですが、私たちは、とりわけ、安倍総裁が並々ならぬこだわりを示している「憲法改正」に強い懸念を抱いています。

選挙前に自民党が発表した「新憲法草案」は、国防軍の創設、集団的自衛権の行使の容認など現行の平和憲法を真っ向から否定する内容を含んでおり、到底受け入れることはできません。多くの人が指摘するように、今回の選挙で、自

民党の掲げる政策は、その獲得議席ほどに有権者の圧倒的支持を得たということでは決してありません。軍事力にたよらない平和を、原発に依存しない生活を、真に個人が尊重される社会をめざす、多くの市民の声を政治に反映させていくための創意工夫が求められていると感じています。

事務所設立3年目を迎える今年は、所員それぞれが取り組んでいる個別の事件で成果をあげるよう努力するとともに、真に自由で民主的な社会をめざす市民のみなさんと連携して、「明るく、楽しく、面白く！」をモットーに情報発信やネットワーク作り、イベント企画などの活動にも力をいれていきたいと思えます。昨年は、毎週金曜日の官邸前・脱原発集会や、「つくる会」教科書問題などの活動を通じて、新たな出会いや気づきがたくさんありました。今年も、すばらしい新たな出会いがあることでしょう。

2013年が、どうぞ、みなさまにとって豊かで実りある一年になりますように！



民主主義とデモ

昨年10月31日、デモの出発点として日比谷公園の使用許可を求めた反原発連合に対し、東京都は、不許可決定を下しました。私たち弁護士は、東京都を相手に許可義務づけ訴訟を提起しましたが、裁判所は、私たちの訴えを却下する決定を下しました。このため、反原発連合が企画したデモは、中止に追い込まれてしまいました。



デモは、国民の声を国政に生かすための重要な手段です。民主主義にとって「選挙」は大切ですが、民主主義の意味は「選挙」だけにあるのではないと思います。私たちは、選挙で誰が選ばれようと、憲法が保障する「表現の自由」を行使し、デモその他あらゆる手段を通じて、常に政府を監視していかなければなりません。憲法が、国民に「表現の自由」を保障した意味もそこにあるのです。裁判所は、民主主義にとってデモがいかに大切か、分かっていないと思います。

大震災と原発事故を経て、私たちは、政府は、国民を守ってくれないことに気づきました。そこで、多くの若者が街に出て、「反原発」等を叫んでデモや集会をするようになったのだと思います。



若い人たちが街頭に出て、「政治を変えよう」「未来を守ろう」と叫ぶのを聞くと、いつも感動します。日本人は、震災と原発事故を経て少しだけ強くなった。そこに希望を見いだしたいと思います。

私は、毎週金曜日、官邸前の抗議に参加しながら、若い人たちと共に、自分には何ができるだろうかと考え続けています。

弁護士 神原 元



Life is Beautiful

2013年、今年はどうな一年になるでしょうか。こんな風になりたい、あんなこともやってみたい、と自分の将来の夢や展望を思い描けることは、本当に幸せなことだと思います。

昨年10月、急な病を得て2週間ほど入院をする機会がありました。最善の治療をしてくださった医師、看護師の方はもちろんのこと、家族や同僚、友人、ご心配をいただいた依頼者のみなさまに、さらには、日本の医療水準の高さ、国民皆保険制度など、いかに多くの人や制度に支えられて生きてきたのかを実感する得がたい体験となりました。他方で、すぐに入院先が決まらなかったら、お見舞いに来てくれる家族や知人がいなかったら、欠勤のため失業したら・・・と想像すると、病気ひとつで人生が大きく狂ってしまう恐ろしさも感じました。



我が家に仲間入りした愛犬“ちゃめ”と。

病気や事故、失業や離婚、離別といった困難は、多かれ少なかれ、誰の人生にも起きうることです。与えられた試練や困難を乗り越えて人生がより豊かになるということもあるでしょう。しかし、今の社会は、みな本来持っているはずの、よりよく、より幸せに、より豊かに生きたいという希望を奪ってしまっているように思えてなりません。まずは、自分自身が希望を持って生きること、そして、一人でも多くの方が、充実したその人らしい人生を送ることができる社会を創っていくことが、私の夢です。生きていることは素晴らしい、みんながそう思えるように。

今年もどうぞよろしくお願いたします。

弁護士 鈴木 麻子



建設アスベスト訴訟 国に勝訴判決！

昨年12月5日、東京地裁は、全国6地裁で継続している建設アスベスト訴訟において初めての国に対する勝訴判決を言い渡しました。

大震災以降、国の責任を認めることに消極的な判決が相次ぎ、同じ建設アスベスト訴訟でも横浜地裁では全面敗訴となっていました。このような中で、東京地裁判決の意義は極めて大きく、歴史的にも重要な判決であるといえます。

アスベストは、今から40年以上も前から危険な発がん物質であることが明らかになっていました。国が徹底して現場に危険性を知らせ、アスベスト含有建材の使用や生産をもっと早く中止していれば、被害はもっと押さえることができたはずでした。判決も、遅くとも1981年時点で防じんマスクの着用や、警告表示を罰則付きで義務づけるべきだったとして国の責任を認めています。

しかし、建設労働者に最も多い、一人親方などは「労働者」ではないとして救済をせず、また、企業には責任があると言いながらも、どこの企業の製品が、誰を病気にさせたのかが分からないとして企業に法的な責任を認めませんでした。



このように不十分な点はたくさんありますが、全国のアスベストの被害者救済のための大きな一歩となったことは間違いがありません。アスベストは、建材の中に入り、未だ多くの建物に眠っています。建物の耐用年数が切れてくる今、アスベストの問題を抜本的に解決するのはこの機会をおいてないでしょう。過去の被害者を救済し、未来の犠牲者を出さないようにしなければなりません。

弁護士 阪田 勝彦



主権者教育を考え直すべき時

提訴から6年を迎えた中国チチハルの旧日本軍遺棄毒ガス事件。今号で解決報告を、と意気込んで迎えた控訴審判決は、まさかの敗訴でした。判決は、毒ガス事故を防げなかった要因を中国政府の姿勢に求めて、日本政府を免責しました。日本が国際法に違反して毒ガスを使用し、敗戦時には証拠を隠滅し、戦後も箝口令を敷き続けたという事実に対する洞察は、微塵も感じられません。軽薄な思考のアクロバットに、法律家の「悪しき隣人」たる所を見つけた思いがします。



2011年9月21日東京高等裁判所前にて。
右から被害者の董粉宏さん、丁樹文さん。
中央の女性は中国ハルビンの羅立娟弁護士。

それにしても、たとえば歴史の中に未来への責任を見出すドイツと、過去に目を閉ざし未来から目を逸らす日本。“戦後補償”や“脱原発”などに見えてくる彼我の差は、いったいどうして？

一つのヒントが、政治的多様性、自律性を重んじて批判的精神を養うドイツの主権者教育と、学習指導要領でがんじがらめにして「実直な精神」だけを養おうとする日本の「教育」との落差にあるのでは・・・。

衆院選の結果を受けて、今年、教育に対する政治介入が一層強まり、批判力を身に付けるための主権者教育がますます損なわれて行くことが懸念されます。そうさせないために、市民、生徒・保護者、学校関係者による連帯の一翼を担いたいと思います。

今年もよろしくお願いたします。

弁護士 穂積 匡史

早いもので武蔵小杉合同法律事務所も、三度目のお正月を迎えることができました。何事も「継続は力なり」で、徐々に地域の皆さんにも名前を覚えていただいているかな？とうれしく思っています。

さて、「継続」といえば、7年前にはじめたホットヨガ。室温40度、湿度55%という蒸し暑いスタジオでじっくりヨガをすると、大量の汗をかいて、終わった後はスッキリ爽快！おもしろいのは、毎回同じポーズなのに、そのたびに全然感覚が違うこと。自分では調子がいいと思っていても全く集中できない時もあり、自分を知るという意味でも、ただ体を動かすという以上の奥深さを感じます。

「三十にして立つ」とはとてもいきませんが、今年はいよいよ30代、健康のためにも続けていきたいと思えます。

事務局 鈴木杏子

昨年8月、富士登山に初挑戦しました。夜明けとともにスタートしたので写真のご来光は5合目付近のものですが、天候にも恵まれ素晴らしい景色を眺めながら、お昼過ぎには無事登頂！富士山頂で美味しいご飯を食べ、ワインを飲み、お昼寝をするという極上の贅沢を堪能しました。が、やはり身体はボロボロ！「初日の出を富士山で！」という強者にはなれそうありませんが、とても素晴らしい体験でした。

事務局 服部泰子



▶ 東急東横線・JR南武線 武蔵小杉駅から徒歩5分

JR横須賀線 武蔵小杉駅から徒歩7分

※ 横須賀線でお越しの場合は、新南改札を出て、綱島街道を北に向かって進行方向右側の歩道をお進み下さい。高架になっていますので、南武沿線道路を越えた所（動物救命救急センターの前）の階段を降りて横須賀線線路と逆の方向へお進み下さい。1Fにサビックス(学習塾)の青い看板が立っているビルの5階です。

※ 事務所専用の駐車場はございません。お車でお越しの場合は近隣のコインパーキングをご利用下さい。



本事務所ニュースは当事務所のご依頼者、関係者、イベント参加者等のみなさまにご送付しております。ご不要の方はお手数ですが当事務所までご連絡下さいますようお願い致します。

武蔵小杉合同法律事務所は、2010年5月にあたらしく武蔵小杉に開設された法律事務所です。身近な法律家として「わかりやすく、ていねいに」をモットーにご相談に応じます。



武蔵小杉合同法律事務所

〒211-0004 川崎市中原区新丸子東 2-895 武蔵小杉ATビル505号室

法律相談予約受付中

tel.044-431-3541

<http://www.mklo.org/>